

平成28年 第70回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成28年6月23日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成28年6月23日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂田英之 係長 ..... 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	ひと・まち・みらい課長	
副町長 .....	細岡重義	..... 藤原登志幸	
教育長 .....	澤田博行	建設課長 .....	真弓俊英
町参事 .....	野邊忠司	地籍課長 .....	児島則行
町参事 .....	谷口勝則	上下水道課長 .....	中島康之
総務課長 .....	日和哲朗	健康福祉課長 .....	大中昌幸
総務課参事兼財政特命参事		会計管理者兼会計課長	
.....	児島修二	.....	山本哲也
情報センター所長 .....	藤原秀洋	病院事務長 .....	藤原秀明

税務課長	和田 正 治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉 岡 嘉 宏	藤 原 広 行	
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松 田 隆 幸
	田 中 晋 平	教育課参事兼地域交流センター所長	
地域振興課長	石 堂 浩 一	児 島 浩 一	
地域振興課参事兼観光振興特命参事			
	山 下 和 久		

---

#### 午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第70回神河町議会定例会を第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議員申し合わせにより、一般質問中の場合にのみ議席の移動をしておりますので、御了承願います。

それでは、早速日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。

なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしております。議員一人につき質問、答弁合わせて60分以内となっております。60分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず議場内ブザーによりお知らせし、議長より発言をとめます。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと議会基本条例第12条第1項において定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして発言に当たっては要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し添えておきます。よろしく願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、10番、小林和男議員を指名いたします。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） おはようございます。

10番、小林です。本日は、公契約条例を制定し、賃金アップでまちの活性化をという質問をします。

公契約条例とは、公共事業で働く労働者の最低賃金を規定する地方条例です。

6月1日付神戸新聞を配付しております。これは兵庫県が要綱を制定したという記事です。条例ではなく要綱ですが、同じ趣旨です。この要綱は、兵庫県が発注する事業に対する取り決めです。この新聞記事に私の言おうとすることが書かれておりますので、今から新聞記事を全文読み上げます。

2016年6月1日、最低賃金以上遵守を公共事業の受注業者対象、県が要綱という見出しです。兵庫県は、県が発注する公共事業の受注者に対し、労働者に最低賃金以上の賃金支払いを徹底させる要綱を制定した。違反を是正しなかった場合などには、契約を解除する。1日から運用する。同要綱は、適正な労働条件を確保することで労働者の生活の安定と公共サービスの向上を目指す。対象は、公共工事や業務委託など全ての契約で下請や孫請業者も含まれる。労働者から県に違反の申し出があれば県は労働基準監督署に通報し、同署の調査に基づき受注業者には是正要請や指導を行う。受注業者が待遇を改善しなかったり虚偽報告したりした場合や最低賃金法違反で送検された場合には、契約を解除する。要綱は契約書に盛り込む。公共事業の労働環境をめぐっては公契約条例を定める自治体も多く、奈良県では独自で立入検査や過料の徴収を規定。県内では、加東市や三木市などが同条例を制定している。以上が新聞記事の内容です。

また、新聞記事では抜けていますが、加西市も公契約条例を制定しています。詳細は、市のホームページで公開されております。

以上が他の自治体の採用例です。

我が町でも、同様に公契約条例をすることができないかというのが質問の趣旨です。

公契約条例を制定して得られるメリットは、労働者の適正な労働条件が確保されるため町内の就労者がふえ、地域創生につながることです。懸念点は、入札価格が上がり町の財政を圧迫すると言われております。しかし一方では税収もふえるため、この制度は全国的に広がっているようです。

今、公契約条例を制定すると県下12町の中で一番先になるので、進んだ町というアピールができます。公契約条例を制定し、賃金アップで町の活性化を図ることが地域創生につながると思うのですが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

近年、行財政改革や入札及び契約改革の流れの中で、落札価格の低下や公共サービスの民間委託が進み、これらの事業に従事する労働者の賃金が低下し、官製ワーキングプアが生み出されているとの指摘があります。

こうした状況の中で、労働者の賃金等の労働条件の最低基準を定める労働条項を盛り

込むことで適正な労働条件を確保し、労働環境や公共事業の質を保つことを目的に公契約に関する条例を制定する動きが全国で広まっております。

平成21年9月には千葉県野田市で全国初の公契約条例が制定され、その後、神奈川県川崎市、東京都多摩市、神奈川県相模原市と関東地区で相次いで制定されました。

また、平成25年12月には西日本で初めて福岡県直方市で制定され、平成26年4月には兵庫県で初めて三木市で、平成27年4月には加西市で、平成27年7月には加東市で制定されております。

この条例の適用範囲となる公契約であります。県内3市の状況を見てみますと、主として1つ目は予定価格が一定額以上の工事または製造の請負となっており、加東市が1億円以上、三木市、加西市が5,000万円以上のものが対象となっております。2つ目は、予定価格が1,000万円以上の業務委託契約等で市長または規則等で定めたもの。3つ目は指定管理に係るものとなっており、加西市では1,000万円以上、加東市では規則で定めたものが対象となっております。これらの条例では労働報酬下限額を定め、その下限額以下で労働をさせられていないか把握する必要があるため、公契約受注者はその労務状況と報酬支払い状況の台帳を提出することとなっており、それにより報酬が適正に支払われているかを調査し、適正な労働条件を確保していくというものでございます。

加西市では、平成25年から公契約条例制定に向けた取り組みとして加西市公契約条例庁内検討委員会を設置し入札制度のあるべき姿を検討され、平成26年6月には公契約条例に係るアンケート調査を実施。アンケート調査の結果を踏まえ、事業者にとっての過当競争、不当なダンピング受注を排除し公正な競争を実現し、適正価格の受注で経営の安定を図る。また、労働者にとっても賃金の切り下げの歯どめをかけるという点で、両者がウイン・ウインの関係につなげることが重要と考えられ、平成26年10月から労働者団体の代表者、事業者団体の代表者及び学識経験者で構成する加西市公契約条例策定審議会を立ち上げ、5回にわたる検討会を実施された上で条例提案、平成27年3月議会で可決された経過がございます。

なお、適用範囲となる公契約が定められている理由としましては、対象労働者が広範囲にわたると市や発注者の管理が及ばず条例の実効性の確保が困難になるおそれや、また受注者に労働状況等を記載した台帳をつくっていただく必要があることから、公契約に係る対象の範囲を限定されている実態があります。

適用範囲となる額を設定せずに低価格の工事等にまで適用いたしますと、受注者は台帳整備をしなければならないという手間だけがふえることになってしまうところもありますので、町発注の場合、その線引きをどこにするかという問題が懸念されるところでもございます。

次に、この条例とは別の方法として、先ほど小林議員の提案説明にもありました。兵庫県では県が締結する契約において、最低賃金額以上の賃金支払いを初め労働関係法令

の遵守を求めて、適正な労働条件を確保することによって労働者の生活を守り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資することを目的とする要綱を制定され、本年6月1日から運用を開始されております。その内容については、小林議員からの神戸新聞記事の紹介のとおりでございます。

小林議員の御質問につきましては、最低賃金を規定する条例を制定することで労働者の適正な労働条件が確保されるため町内の就労者がふえ、地域創生にもつながる。入札価格が上がり町の財政を圧迫する懸念もあるが、一方で税収がふえることにもつながって、県内12町で一番先に条例化を図ることで町のアピールにもなるとの提言であります。

提案の趣旨につきましては、建設業に従事する労働者の年齢が上がり若年者の就労数が減少している現状の中で、生活できる賃金の確保は若年者の就労につながり、技術の継承ができる環境づくりにもつながるといったメリットがあることは理解をすることでございます。

一方で、町財政の視点からは、工事等の件数の減少やその他の行政サービスの引き下げを検討することにもなりかねないというデメリットがあると考えています。当町の入札の現状につきましては、最低制限価格に応札業者が集中し、くじ引きによる落札者決定といった状況がふえてまいりました。その改善対策も踏まえ、現在最低制限価格の引き上げにより労働報酬を少しでも引き上げていただく方向で検討を進めているところでありまして、今後は町建設業協会とも協議をしていきたいと考えております。

なお、公契約を推進しております労働団体の方針はあくまでも公正労働基準であり、1つに継続雇用。2つに労働関係諸法規の遵守を入札参加条件とする。3つに人件費積算に当たって公正労働基準の確立。4つに仕様書や契約書に公正労働条項を設ける。5つ目として自治体の補助金、委託金などに依拠する事業所の労働者の最低賃金は、自治体職員の高卒初任給基準を下回らない。少なくとも連合リビング・ウェイジ、生活賃金を下回らないよう契約書、仕様書で定めること。6つに自治体政策実現に資する公契約基本条例の制定などが盛り込まれているところであります。

経済的安定が地域経済を活性化させるという点については、異論のないところでございます。そのための条件整備を進めることは、行政の責務と考えております。そのための手だてとして、県要綱、適正な労働条件確保に関する要綱等の調査研究は大変重要であると考えております。まずは県要綱の精神をしっかりと踏まえた上で、神戸町行政として労働者を使用する全ての契約において、その業務にかかわる労働者の適正な労働条件の確保、とりわけ最低賃金以上の賃金支払い等について町がみずから率先垂範することはもちろんのこととしつつ、受注業者への指導についても徹底させていただきたいと考えております。

と同時に、現在進めております最低制限価格の見直し検討からも、これらの課題についての受注業者の受けとめ方等についても聞き取りを行うなど可能な範囲で調査を行い、

まずは適正な労働条件確保に向けた現状からの改善対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま町長から答弁いただきました。

この趣旨は私よりよく理解されておられて、その気持ちもある。しかし、我が町が12町のトップを切って条例制定する気はないというふうな受けとめたんですけども、兵庫県の要綱を参考にして、それに倣って要綱を設置したいというふうな思いがあるというふうな理解したんですが、それで間違いないですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの小林議員の御質問についてでございますけれども、先ほどの町長答弁でも申し上げましたとおり、一つは工事等の入札にかかわる最低制限価格、これらの引き上げを進めているというのが現状でございます。

ただ、その状況の中で、最近競合ということできじ引きが出てきている。それをまたさらに改善をするために、最低制限価格の引き上げということも再度検討していこうという流れに来ておりました。あわせてまた、その対策としてランダム係数といったものも入れていこうというようなことも視野に入れております。

ここの部分につきましては、あくまで工事等に係る入札に係る部分でございます。県要綱の部分につきましては、当然その部分も含まれるわけですが、全ての県が契約をする労働者を対象として最低賃金を下回らない。さらに、最低賃金法とか労働組合法とか労働安全法とかいったさまざまな法律の規制をかけておまして、それらの労働条件が全てクリアされるということを前提に進めるといったような内容になっております。

論点をもう少し整理をしますと、一つは工事等にかかわる入札という部分に関しての条件整備という部分と、それからもう一つは全ての労働者の生活安定のための最低賃金保障等がしっかりとできているかという、そういう大きく2つの論点があるかというふうに思います。行政につきましては、そのあたりをしっかりと対応していく必要がある。さらにそのことも含めて、公平性の担保もしていく必要があるといったような点で考えております。

したがいまして、県要綱につきましてはかなりハードルが高いというふうにも考えております。と申しますのは、受注業者等の問題もございますし、また直接町が労働者と契約する場合との比較対照というような問題もございますので、そのあたりは少し精査をさせていただくという意味で、調査研究という表現にとどめさせていただいております。

ただ、申しまして町はそのさまざまな法律をしっかりと守ることが町にとっ

ては一番の責務でありますから、それを現在率先垂範をしているという状況ではありません。

一方で、町が直接雇用しております非正規職員等の実態で申しますと、臨時職員で申しますと時間給が840円といったような状況でございます。これを12カ月仮に雇用したとしますと、170万円弱ぐらいの金額になってまいります。これらが生活者の労働実態として適正な賃金というふうに言われるかどうかという問題につきましてもあるわけですが、これにつきましても社会全体の大きな問題の一つというような捉え方をしております、全体的な底上げという部分と、それから直面する課題での対応という部分と少し対応としては分けた形の中で、何とか全体の労働者の底上げができるように考えていきたいというふうに思っております。

以上、私の立場での説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま総務課長の御答弁をいただいたんですけども、町長の答弁の補完いうかね、同じことだと私は受けとめたんですけども、県の要綱をモデルとして取り組むと言われたんですか、取り組んでいきたいと言われたんですか。そこら辺が曖昧な点で、もう一つ私、はっきり理解できないんですけども。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。大変抽象的で、回りくどい表現をして申しわけございませんでした。

県要綱の精神はしっかりと踏まえながら、調査研究を進めてまいり。最終的には県要綱に準じた形がとればよいというふうには思いますが、一方で町が直接契約をしております労働者等々の生活実態、賃金実態とも比較検討をさせていただく必要もありますし、受注業者にとりましてはさらに下請、孫請さんの実態というものも当然出てくるわけですから、そのあたりの状況も現状から聞き取り等も進めていながら、今後の具体的な方向性というものは考えていきたいというところで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから、明確なするしないということではなしに、総務課長が申し上げたように、兵庫県においてはさらにこの公契約条例制定されている自治体よりもかなり踏み込んだ部分で要綱をつくられているということでもあります。そこをひとつ基本にしながら、神河町としてもどういう方向がいかを探ってきたいというふうに思っております。

私自身、個人的な部分ですが、私も就任しましてから入札関係について神河町議会の中でもいろいろな御意見もいただいてきたところでございます、たしかそういうふうな中で公契約条例という文言も発言の中でも申し上げてきた記憶がございます、安ければいいということではやっぱりだめだというふうに思います。ここに来て、地域創生

どうしていくんだ。小林議員の質問、提案のとおりやというふうに思っております。そういう精神でこれからも取り組んでいきたい。

その中で、条例制定されている自治体につきまして説明の中でも申し上げましたが、全ての工事に対して適用していないということでございます。5,000万円以上あるいは1億円以上、そしてこれは工事ではありますが、業務委託については1,000万円というふうなところでございまして、じゃそれ以下の部分はどうなんだということでもあります。それ以下の工事については非常にこの事務が煩雑になるので、そこまでの適用という対象にはしていないということから考えますと、それで本当にいいのかということもございまして。

そういう中で、兵庫県においては全ての工事、業務について対象だということでもありますので、ただ、兵庫県の場合は、その工事あるいは業務で従事した労働者の申し立てがあって初めて県としても対応するというようになっておりますので、そのあたりいかに啓発していくかということもあろうかと思っておりますので、今後十分審議しながら、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 大枠では理解していただいたように思うんですけども、今の町長の答弁の中で小さな工事、私たちも入札の開札結果を配付していただいてよく見ておるんですけども、最低価格以下で応札されている町内の業者さんがたくさんいらっしゃいますね。たくさんそういったことを見かけるんですね。ですからいかに仕事が欲しいか。仕事がないという業者さんの気持ちは、もうひしひしと伝わってくるんですね。

それからまた同じ金額でくじ引き、そういったこともたびたび見受けられます。ですから、業者さんも価格にすごくシビアになって一生懸命仕事を求めていらっしゃるということがよくわかります。ですから最低価格の繰り上げいうんですかね、下限を見直すとおっしゃいました。これは必要なことだと思います。町内の現場で働いておられる方の本当の意味合いはそこにあるんです。最低価格を繰り上げてほしいという。執行部のほうからそういった声をこのたび聞きましたんでね、期待しております。

その見直しはいつごろから施行されますか。例えば病院の北館の建設が迫っておりますけども、病院の北館の建設までには間に合うのでしょうか。方向性は決まって、答弁は実行するというふうな答弁をいただいた。過去の例を申し上げて大変失礼なんですけども、坂の辻峠の入り口の看板の設置を一般質問でしたときに、町長、地元の区長と話し合いをしてやりますと言われたんですけども、いつまでということには聞いてないので検討してやりますということで、その期限はいつまでという約束がないのでまだいつかいつか思うて待ってるんですけども、その見直しもいつごろから実施していただけるのかということをもしお考えがあればお聞きしたい思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。



○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。最低制限価格というところがございますけれども、平成26年ぐらいに最低制限価格の見直しを実施しております。その当時、当然平成25年度時点の実績だろうというふうに思いますけれども、土木関係の落札率、それで申しますと70数%台でございました。現在28年に入っております、この近年の落札状況、落札率というのを少しさかのぼって見てみますと、80%台前後に上がってきております。ですから、前回の最低制限価格の引き上げの成果というふうには見ております。それらを踏まえて、さらに引き上げ検討をとというのが町の考え方ではあります。

しかしながら、これをどんどんどんどん引き上げて、冒頭答弁の中にもありましたけれども、町の財政の問題でありますとかいろいろなほかの労働者の実態でありますとか、そういうことも考え合わせますと、余り性急に考えるということではなくて、この1年ぐらいの間に町建設業界の代表の方々等と御相談もさせていただきながら、考えていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、町長が日ごろから申しております町内経済循環ということで、町内でいろんな買い物をすることによって活性化をして、さらにそれがいい循環をするということでございます。ですからできる限りその材料等についても町内調達ができるような環境を整えることができれば、さらに町そのものが地域活性化、地域創生という視点においても元気づくのではないかとというふうにも考えております。

時期につきましては、今年度中を検討ということできさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今年度中に見直しを実施というふうな明快なお答えをいただきました。ありがとうございます。

それを実施するに当たって、ホームページで公開していただいたほうがアピール効果があっていいと思うんですけども、神河町はこういった見直しをしたというふうな町のアピール効果、インターネットですていただけませんか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。御質問の趣旨は大変理解をさせていただきます。

しかしながら、実はこの入札の落札率等につきましても、実績を計算をしていきますと大体わかるわけですが、全ての市町が公開しているというような状況でもございません。また、近隣町への影響といったようなことも想定をしないといけないというふうにも考えております。そのあたりも含めて町建設業協会の代表の方とも御相談もさせていただきながら、方向性は探っていきたい。ホームページ上の公開という部分についても、その御相談の中で方向性を定めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 大体私の意図するところは全て伝わったわけなんですけども、町の現状として小さな工務店の後継ぎさんがもう後を継がないよというのがふえてきておまして、町の創生していくということでは必ず親の家業を後を継ぐということまでは長い歴史があったんですね。家業というものを継いでいくというふうなそういった文化があったんですけども、今に至っては工務店とか電気工事、いろんな職種の左官さん、大工さん、いろいろな職種の方がいらっしゃいますけども、もう息子が後を継がないやというふうなことを聞きますので、神河町ではそういった家業が面々と延々と代々続いていく町なんやというふうな仕掛けづくり、そういったことを望むわけなんですけども、この公契約条例以外にそういったことで町の活性化でそういった家業が面々と続くというふうな方策、思いがあればお聞かせをお願いします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。やはり家業を継ぐということになれば、仕事をつくるということでございます。今、実際に公共的な事業がなくて、いつも役場のほうへ訪れていただく事業者の方は、もう仕事がないので何とか仕事がないかというようなことで来られております。災害等がすごく発生しているときには、もうお願いしますとって仕事を公共事業ということで出していたんですけども、そういう災害もありませんし、災害はないほうがいいんですけども、その仕事もありませんし、ほかの公共事業もやっぱり締めつけというようなことでなかなか仕事の発注ができてないという状況でございますので、その仕事が今ないという状況でございます。

今言われますように、家業を続けるということについては本当に仕事をしていただくということが一番のことでございますので、私たちも何とか公共的な仕事をというふうには思うんですけども、なかなかそれが思うとおりにいってないというのが今の状況でございます。

○議長（安部 重助君） 通告から若干離れていってますんで、また修正をお願いいたします。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 答弁の中で、県の要綱をサンプルにというふうなことを総務課長も町長も今言われましたんですけども、加西とかそういったとこの条例よりか要綱のほうがかかなり縛りがきつとおっしゃったんですけど、それはきついほうに準じてもらったほうがいいんですけども、別に条例にこだわるわけじゃない、それは要綱でも内容は意図するところは同じなので、よりやりやすいまた仕組みや的を射た仕組みであればそれでいいんですけども、その県の要綱をモデルと言われましたが、それも1年をめどと理解していいですか。それとももっとかかるんですか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 県の要綱をモデルにして神河町の要綱を制定するということで

はなしに、まず兵庫県の要綱を内容をしっかりと調査させていただいて、神河町として今後どうしていくかということを考える。そのたたき台としての兵庫県の要綱というふうに捉えていただければというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど町長が申しましたとおりでございます。今年度中ということで申し上げましたのは、最低制限価格引き上げという部分でございます。

あと、県の要綱でいいますと、全ての労働者を対象に、そして受注業者の下請、孫請全てに対して、先ほど言いました最低賃金法であったりとか安全衛生法、労働組合法等々、10幾らの法律を遵守した上で、その法律違反があった場合、その労働者から申し出があった場合、労働基準監督署のほうにその報告がされて、それが改善されない場合については契約解除といったような流れになっております。

あわせて、この県の要綱を適用する場合、受注業者のほうから誓約書といったようなものを出していただくというような流れになっておるようございまして、大変精神は素晴らしいというふうに思いますが、そこまでの管理等も含めて、町行政が対応し切れるかということもございしますので、そこは精神はしっかりと踏まえながら、調査をしながら進めていくということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 兵庫県が制定をいたしました要綱、今、総務課長が申しましたようにいろいろな法律を遵守することという。それをあえて兵庫県が要綱の中でうたったということやと私は思っております。うたわなくてもこれは国が制度として定めているわけですから、その法令遵守をするというのが国民の義務だということございませう。

しかしながら、それが法律が形骸化している。あるけども、それが本当に日常生活に運用されてないとか、生かされてないというふうな状況があるので、あえて公の機関が要綱を定めて、そして法律に基づいて、法律でもうたっているわけですから、違反があったら、そこで働いている労働者が労働基準監督署なりに訴えることで要するに調査し、是正をしていくという。それをあえてこの公の機関が、行政が要綱でうたい込んだというだけのことですから、そう考えればそのまま神河町も要綱を定めればそれでいいんだろうというふうには思うんですが、それも含めてこれから考えていければというふうには思っております。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 県の要綱を遵守する方向で進むというふうに理解します。

私の意図するところが十分伝わったようですから、このたびの質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で小林和男議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、3番、山下皓司議員を指名いたします。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下でございます。通告に従いまして、除雪対策の強化と河川台帳の整備、河川管理規程の整備状況について質問をいたします。

まず、1点目の除雪対策の強化についてでございます。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本に、地域における行政を自主的、総合的に実施する役割を担うということで、公平、平等を基本にして町行政全般にわたって行政運営をしていくということが求められております。これは地方自治の本旨でございます。

そういう中で、やはり地理的な面やいろんなことで弱い立場にあたりしての対応、これはまた行政として特別な施策を行うことが必要ですが、神河町におきましては公平、平等な行政の推進、そして辺地等に配慮した施策が行われていると、私はそういうように評価をいたしております。

そういうような状況の中で、私なりにいま一つ必要があるというように思うことが雪の多い地域での除雪対策でございます。この28年は非常に雪が少なかったんですけども、1月の20日、25日ぐらいですかね、そのころに降雪がありました。そのときはやはり大変であったわけございまして、これらの地域の方が安心して安全な生活が送れるように、もっと除雪を行うべきだと思います。

5点の項目を上げておりますが、これについては関連性が深いと思いますので全て一括で質問したいと思います。

まず、現状の除雪対策はどのように行っておりますか。これはある程度のことは聞いておりますが、ここでわかりやすく説明をいただきたいというように思います。

それから、この降雪時の実態をどのように把握しているのかなど。非常に面積の多い町でございますから、この実態把握というものについては非常に努力を要することはよく見えるんですけども、やはり仕組みとしてどのような仕組みをとっておられるか。その辺のところを重点にお答えいただきたいと思います。

それから、やはりこういったサービスについてはどういったことが適切か、どの辺が適切かということで、この際、近隣の市町の状況を教えていただきたいなと思います。

それから、そういうことを踏まえた中で強力に進めるべきであるというような思いが強いものですから、除雪対策を強化する考えはないかという質問をしております。

それから、5点目はこの除雪費用に対しまして交付税措置がある。これは特別交付税というような説明を受けておりますが、その辺がどうなっているか。その5点について、まず御答弁をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、山下議員の1番目の質問、除雪対策の強化をについ

てお答えします。

まず、1つ目の現状の除雪対策はどのようにされているかについてですが、これについては町内を4つの区域に分けて対応しております。具体的には、越知谷方面、大山方面、上小田方面、長谷・川上方面、この4つでございます。

実施につきましては、町内の土木業者4社に委託し、役場の除雪車4台で除雪しております。

除雪の基準につきましては、10センチ以上で出動し、北部のほうから除雪しております。

各方面の除雪状況について説明をいたします。

まず、越知谷方面は朝5時半から除雪を始め、町道作畑・新田線、上越知1号線の除雪後に新田区から岩屋区にかけての路線を除雪しております。バス路線優先ということで対応しているわけでございます。なお、町道作畑・新田線、上越知1号路線につきましては、区長様からの連絡により塩カル散布をしております。

大山方面は朝6時から除雪を始め、猪篠区から大山区へと作業をします。塩カル散布は対応しておりません。

上小田方面は朝6時30分から除雪を上小田区から始め、南小田区へと作業をいたします。塩カル散布は対応しておりません。

川上方面は朝6時30分から除雪を川上区から始め、大川原区、本村区へと作業をし、その後、湊区、赤田区、栗区、重行区、為信区、峠区の除雪を行っております。塩カル散布は対応しておりません。

塩カル散布路線以外の町道につきましては要所に配布をし、散布については住民の皆様をお願いしています。

以上が現状の除雪状況となります。

次に、2つ目の町として降雪時の実態をどう把握しているかについてであります。除雪依頼につきましては区長様に依頼して、10センチを超えれば連絡があります。越知谷方面につきましては、朝4時ごろに新田区長様より担当者に連絡が入ります。その連絡を受けて委託業者に連絡し、除雪作業をしていただいています。残りの3つの区域につきましても、依頼をしています区長様より除雪依頼連絡があります。その連絡の際にどの程度降っていますかとお聞きしておりますので、その時点で何センチの降雪かは状況がわかります。

そのほか、町内北部から通勤している職員もいますので、問い合わせもしているところあります。

次に、3つ目の他市町の状況はどうかについてでございます。

隣の多可町では、業者委託で幹線道路のみの対応です。業者パトロールによる塩カル散布を基本とされ、降雪状況を見ながらショベル対応とされています。除雪機械については、業者対応とされています。

宍粟市では、業者委託で幹線道路の対応とし、除雪のみの対応です。除雪機械については、業者対応とされています。塩カル散布はせずに、要所に塩カルを配布し、散布は住民対応となっています。雪寒地区の千種、波賀、一宮については5時出動、山崎については7時出動であります。除雪の基準は、10センチ以上で出動となっております。なお、バス路線であっても北部からの対応となりますので、通勤通学時間帯には除雪できていない路線もあるようです。

佐用町では、業者委託で除雪路線を指定し除雪のみの対応です。除雪機械については、業者対応とされています。塩カルについては要所に配布し、散布については住民対応です。除雪の基準は、10センチ以上で出動とされています。

次に、4つ目の除雪対策を強化する考えはないかについてでございますが、3月議会でも答弁させていただいたかと思いますが、県道との差について改善するために、塩カル散布等について検討しています。検討する中で委託費等の補正をする必要がありますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、5つ目の除雪費に対して交付税措置はどうかについてでございますが、特別交付税において町が管理している道路の除雪に直接関係する経常経費につきまして、その所要額を申請しており措置されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 町長のほうからの、特に4点目のことについては今おっしゃいましたように3月の定例会の予算特別委員会の中で、私の今、申し上げておりますようなことも含めたことを質疑の中で意見的に述べておまして、町のほうなりから前向きな答弁をいただいていたとおりで、今回の答弁では県道に見合ったような形で塩カル散布をしたいというようなお話でございます。補正も考えたいというようなことでした。その裏づけの除雪費に対しての財源措置という形については、特別交付税の対象という形で算定の中に入るということでありました。

私は、この除雪ということに対して、今、町長がおっしゃった1点目、2点目の取り組みの中で、大変な機敏ないうんですか、そういった対応が必要である。それにかかる職員とか区長さん、また業者の方にもいろんな工夫なり努力をしてもらっているということも大方聞いておるところでございますが、改めてその対応に対して理解ができたということでもあります。

今、他町の状況も聞かせてもらって、神河町も地形的な立地的な面があるんですけども、それなりの対応をされているというように理解をしなければならぬということにも思いました。

今、町長がおっしゃった中で、県道との差をなるべく少なくするために塩カル散布というようなお話があったんですが、その辺をもう少し具体的に説明をいただけたらと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 県道との差ということで、こちらも3月議会の中でもこの質問があったと思います。

例えば粟賀・柏尾・貝野線について、あの区間は国道312号線、そして加美宍粟線、県道と交差しているわけでありまして。県道は、御承知のように気温の氷点下になるとかそういうふうな気象条件の中で、県で塩カル散布とあわせて積雪は当然のこととして除雪ということになってこようかと思えます。現状は塩カルが基本のようでありましてけども、ところが町道については塩カル散布してないという現状であります。うっすら雪が積もったときなどは、県道は塩カル散布しておりますから全くいていないという。ところが、交差しているこの町道粟賀・柏尾・貝野線は真っ白になっているという。この差を考えたときに、この道路管理者の違いというものは我々行政サイドから見ると目線であって、ところが住民目線は県道であろうが国道であろうが町道であろうが道路に変わりないわけでありまして。そう考えますと、全ての町道に対して塩カル散布とはならないまでも、やはりそういった県道との交差とかそういう部分の幹線町道、またバス路線については、やはり塩カル散布は必要だというふうに3月の議会でも答弁させていただいたというところがございます。

したがって、幹線町道もしくはこのバス路線というふうな部分について、塩カル散布について今後検討を加えていきたい。当然そこには予算が伴ってきますし、幾らかの交付税措置がなされるということでありまして、その方向で進めていきたいと考えております。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 山下です。この町長の言われたことについては3月の予算委員会で十分聞かせていただいた内容で、そういう話になったかと思うんですか、やはり私はそのときにちょっとこだわるいうんですか、町長は今ちょっとバス路線と幹線道路というようなことをおっしゃったんで、少し幅が広がったんかなというふうに思います。

やはり私は、バス路線というのは例えば上越知にしましても奥猪篠にしましても、いわゆる幹線だと思っておりますが、やはりそれに見合うような場所がありますので、ここでの路線どの路線というようなことが具体的に言えないし、私もそれを持ち合わせておりませんが、何とかその範囲を極力、曖昧な表現で申しわけないんですけど極力広げていただいて、例えば積雪の多いところに住まれておられる方が、やはりこのように対応してくれるから非常に助かるというような形がとれるような取り組みをしていただきたいというふうに思うわけなんです。やはり私は町が取り組んでおられるわけですが、国なり県が特別交付税という形でその財源の裏づけをするということについては当然げに言うわけですが、やはりそういう行政の姿勢というものに対する国なり県の方向も同じであるということが当然言えるわけですから、無制限にはでき

ませんけどできるだけ広く、今、町長がおっしゃった幹線道路というものを広めていただきたいというように思います。

せんだって、神河町行財政改革大綱の策定という中での質問の中で、議員のほうから質問がございました。ちょっと外れるかもわかりませんが、私は精神論という意味においては入っていると思いますので申し上げますけれども、質疑の中でコンパクトシティーづくりには向かわないと町長は明言されたというように思っております。私は、この意見になりますけれども、学者の方もどなたか講演で言われておりましたが、神河町が、いわゆる地方公共団体が消滅団体にならないためには、各地域、この神河町でいいますと各区の存在、存続というものが前提だということも学者が言われておりましたし、私もそういうふうに勉強させていただいて、なるほどというように思いました。

私は、今、この問題、ちょっと飛躍するかもわかりませんが、雪対策に特化をしたような形で僻地対策、おくれたハンデのある地域の対策というものが必要だというように申し上げたいということが私の強い思いであります。もし町長のほうからコメントがございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 行財政改革大綱の中、そしてまたコンパクトシティーの議論がありまして、私のほうから神河町においてコンパクトシティーというのは私自身どうかというふうに疑問を投げかけておりますし、そういう方向で要するに全てそれを適用するというのはおかしいというふうに私申し上げました。言われたとおりであります。

しかしながら、要するに何でもかんでも人口集中しているところに機能を集中させるんだという物の考え方そのものが、いわゆる今の東京一極集中になっているというふうに考えれば、何をすべきかということが見えてくるということでもあります。

そして、もともと中心部にある幾らか点在しているものを一つにする。それはそれでいいのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 町長のほうの余分な答弁、お話を引き出したような形で申し上げましたが、やはり私は神河町のこの広い町域がバランスよく発展していくということが神河町の最大のいうんですか、町政を進めていくもとであるというふうに思っておりますので、決してそのために除雪対策を持ち出したんじゃないんですけれども、やはりその具体的な施策の一つとして、神河町は雪対策をしっかりとんなということが見えるような対応をしていただきたいと思いますというようにお願いをしまして、この1つ目の質問を終わります。

次に、河川台帳の整備と河川管理規程の整備状況についてでございます。

この件につきましては、ちょうど1年前のこの6月の定例会で質問をしております。その中で、早く河川台帳の整備をしていく必要があると。また現存する、これは正式には準用河川の整備計画というふうにタイトルがついておりますけれども、やはりこの準



用河川というのは何か限定されたようでございますので、私はあえてこのことを消して河川管理規程というように言うておりますけれども、そのときにもいろんな意見を述べ、また町の方針も聞かせていただいたところであります。ちょうど1年が過ぎました。

台帳整備の前提として、現場を見る、各区に行って調査するというようなこともそのときに聞きました。そういう中で、やはりいわゆる管理規程というものについても改正をしていくというような答弁であったというように思っておりますが、1年たちましたんで、調査はもう多分終わっておると思います。

それから、管理規程についてもいろいろな課題いうんですか、問題点いうものも私も何点か浮き彫りにして申しておりましたが、ちょっと意見の違うところもあったわけですが、それはそれとしてかなり進んだ中で私はほぼでき上がっているというような言い方しておりますけれども、外に向けてはまだかもわかりませんが、例えば担当課の中では完成に近いそういう域に達しているんじゃないかと思えます。

そういうような状況の中でお尋ねするわけですが、まず1点目の河川台帳はどのようにできておりますか。その前提の調査ということがあったわけですので、それについて現地に行かれた中で、各区の立ち会的なことも若干おっしゃっていたように思います。そういうことの中で、各区のほうはこれでいいですよというような形がとられているのか。その辺について、1点目、2点目について御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、山下議員の2番目の質問、河川台帳の整備と河川管理規程の整備状況はについてお答えいたします。

まず、1つ目の河川台帳はどのようにできているかについてですが、平成27年度において神崎エリア48河川、大河内エリア31河川について現地調査を委託発注し、河川ごとに起終点の表示図面、起終点の横断図を、そして河川構造物等の概要等を記載した調書、写真の形で整備しているところであります。

次に、2つ目の各区の合意は得られているかについてですが、昨年度区長会の際に河川調査の協力依頼をお願いしております。その中で、町管理河川の要望があった区がありまして、その箇所につきましては本年度の砂防指定地内の河川調査の際に検討することとしております。本年度の調査が終了した後に、地元区にお知らせしてまいります。

今後、町管理河川の要望が出てくるようであれば、その都度検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 河川台帳はどのようにできているかという質問ですが、現時点では調査を実施した。そしてその中で各区との協議の中で若干の追加いうんですか、現時点でも追加があるというように受けとめたんですが、それからもう少し幅広く考えて、今後いろんな対応の中でさらに町河川として管理するものがふえますよという

ような受けとめ方したんですけれども、それでいいのかどうかということと、いわゆる各区長さんの例えばどういう意見が出たか、もし差し支えなかったら教えていただきたい。そういうように思うんですが。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。山下議員さんの質問のありました各区の要望があったところについてでございますが、一応口頭でこの河川、町管理河川と認定してもらえるかなというふうな区長様からの申し出があったところと、それから要望書という形で町管理河川の認定検討というところで、2件を今お聞きしているところでございます。

あと、今後の対応についてでございますが、管理基準の中で町管理河川として見合うものであれば検討していくというところで今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 私がちょっと最後に変なことを言いましたのは、町が広いし、数字言われた相当数の河川に上がっていますのでね、いわゆる今の準用河川の管理規程の中には機能的条件いうものもありますね。例えば断面いうんか高さが1メートル、幅が1メートル以上とか、それからもう一つ、それは構造的基準いうんですかね、今、機能的基準というのも6つ、その他町長の認めるものというような形になってくると6つあるんですが、私はそのまず機能的な面から地元から、例えば1メートル掛ける1メートルいう断面だけじゃなしに機能的な面を指して、これだけ人家なり公共的施設があるところで町の管理河川に入らんのはおかしいんちゃうかと。そういうような整理が、担当課が主になる思うんですけども、地元とそういう議論をされたところがありませんかという確認なんです。その辺、ちょっと教えていただきたい。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 先ほどの御質問でございますが、基本的には神崎エリアと大河内エリアの河川につきましては、従前一応各区の区長さんと調整する中で指定されたものというところで調査をさせていただいております。

今後のところにおきましても、機能的なところを検討しながら町管理河川とするか、断面のところも重視するかとは思うんですけど、そういう中で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） その辺のところ、私は何せこの河川というものについては、やはりこの神河町のようないわゆる渓谷が多いとか、また急峻な地形が多いという中で、非常に安全・安心とかいうことが一番大きな柱で、町長も一つの柱として進められておる中で、河川の位置づけというのが非常に大切だなというように常に思うてますんで、それから私も遠いと言ったらなんですが、町域全体のことについてはあんまり

そないわからない言われたらわからないんですけども、身近に感じるところでやっぱり断面だけではいかんというような部分を感じますもんですからくどく言うんですけども、その辺は後の課題としてまた拡大も云々というようなこともあったんで、何も無制限にせえと言うとるんじゃないんでね、本当に必要な場所についてはやっぱり町が管理する河川にすべきでないかなという思いがありますのでくどく言うというところで、御理解いただきたいと思います。

今度は3点目についてお尋ねします。

まず、河川管理規程はどのように改正されようとしているのか、現状について説明をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、3つ目の河川管理規程はどのように改正されたかという質問の答弁ということですが、先ほど山下議員のこの発言の中でも言われておりましたが、今後の基準、町管理河川の基準をどうしていくかというところ、そこが一番の問題だというふうに思っております。まずは旧町単位での河川台帳というものがある中で、やはり中身を見てもその考え方の違いというものがあるわけですから、今、整備している台帳管理規程はそれを統一したものにしていかなければいけないということとあわせて、なかなかこの機能的な要件というところで、例えばその断面の要件であったりとかそういうところがあるんですが、やはり一定の線引きはしていかなければこれはだめだというふうに考えるわけでございます。

その上で、神河町単独事業ということで補助要綱も昨年度制定をさせていただきました。人家裏山防災という部分での裏山の出水対策、そういうふうな補助事業も新たに新設をさせていただいて、9分の7という補助率の中で対応もさせていただいておりますから、そういう部分を各集落で活用していただくことで、一定のこの対応はできるのではないかなというふうにも思っているところでございます。

さて、この管理規程についてでございますが、現在のところ改正ができていないというのが現状でございます。といいますのも、2点目の質問の中でも申し上げました。本年度、砂防指定地内の河川調査をするというふうに申し上げたところでありまして、実は県から砂防指定地内河川についても台帳整理が必要との指導を受けたためでありまして、これについて本年業務委託を発注をしており、本年度の業務が終わり次第、調整する中で進めていく予定としております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 現場いうんですか、その河川の管理台帳というのは河川という格好で、どこの河川を町が管理するかということができ上がらんとできない、管理規程の改正は着手しにくいというような部分は理解できます。

やはり今町長が言われました管理規程の中では、どういうことを対象にするかという基準を定めるということとあわせて、私が物すごい力入れというんか問題にしとんは、い

わゆるこの応分の負担をいただくという部分なんですね。その辺が非常に曖昧でおかしいということが、私がこの管理規程に対していろいろ意見を言い出した一番のきっかけなんですけども、やはり町の定める条例とか規則、規程などについて、その中で経費に係る部分についてはこれははっきりと何割とか、まずこういうものに対してということが前提ですけども、それに対して何割とかいうふうなことをはっきりと明確にせんとあかんということでない、いわゆる公平性が担保できないんですよね。と私は思うとるんです。

この管理規程の点で私は前回に尋ねておりますのは、町管理河川になった場合には改良事業を含めて全て町費で支出してんですかいうて尋ねとるんですね。そのときの答弁が、その中に、私、ちょっと何か言うたように、例えば用地とか物件とかいうような形で言うたんかも、ちょっとそれは私の記録に残してなかったんですが、答弁として、町管理河川となったものは事業費は全て町費負担としたい。改良等で用地費が必要となった場合、この場合は当然用地とか物件補償も入ってというように解したいと思うんですけれども、そういう場合は今後の課題としたいというような答弁もいただいた。これは間違いないと思っております。

そういうような中で、やはりそういうふうにならざるを得ないというふうな受けとめたんですけれども、仮に管理河川の改良とか、今、砂防指定地の話も出されます。砂防指定地になりますと、それは用地から物件補償から全て公費で賄われると。これは国の制度ですのでね。そういうことなんですけども、町が仮に町単独事業等で、町単独事業、何か補助制度を受けるかもわかりませんが、やはり町が主体となって改良していく。そういう場合に、仮にその区域が山林部に及んだ場合、山間部に入った。どこでその町の管理河川の線を引かれるかわかりませんが、仮に上流まで入ったというような場合に、本当に全て町費で賄うことができるんでしょうか。財政的な面から大丈夫なんですかというような点で、私は負担を感じておるわけなんですね。

ですから、今、道路管理条例がありますね。そこにもはっきりと町が管理する道路がありますけれども、1級、ちょっと表現は違うかもわかりませんが2級、それからその他道路と区分されております。その他道路については、きちっと受益者負担が何割、それから工事費に対して何割というようなことが明確に書いてあるんですね。そういうような形での管理規程にしてほしい。

当然のことですけども、事務をどういう形で進めておられるかわかりませんが、推測しますと建設課オンリーでないかなというふうには私は思っております。間違っておれば訂正してください。やはりこれに対しては十分な庁内調整が必要。ですから調整会がありますからしっかりとかけて、町としての一つをしっかりとされる必要があるんじゃないでしょうか。前回の答弁で、町の管理河川となったものは全部町費で持つというような形じゃなしに、そういうことが町財政面も含めた中でしっかりと議論した中での規程づくりにしてほしいと思います。

これは起点になるという表現でずっと続けて私、物申しておりますけれども、これは道路管理と同じように神河町のようなこういった地形のところではこういういろんな条件がふくそうしとるいうんですか、広範なものに対して私は条例化すべきだと。町条例にすべきだと。そして議会という住民代表の機関を通じて、いわゆる自治体としての意思決定をするというようなものであると思うんですけれども、ちょっとたくさん言いましたですけども、要は内容に対して、どないいうんですかね、もう一遍言いますと経費負担の分についてやはり区分する必要があるんやないかということと、その決めとしてやっぱり内部調整十分やってくださいよと。それと、規程じゃなしに一步踏み込んで条例化すべきでないかということなんです。その3点についてお願いします。

○議長（安部 重助君） 山下議員、できるだけ一問一答ですんで、1問ずつ質問していただくようにお願いします。

○議員（3番 山下 皓司君） いや、これもう全て関連しとんですよ。

○議長（安部 重助君） いや、ですから……。

○議員（3番 山下 皓司君） いや、どうしたら、ちょっと注意してください。具体的に言うてください。訂正いたしますから。

○議長（安部 重助君） 1点ずつ、1項目ずつひとつお願いしたいと思います。

答弁は建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。まず最初に経費負担の件でございますが、今後の検討という形で調整会議等につけながら考えていくということで進めていきたいと思っております。

それから、規程ではなく条例化という御指摘を受けたんでございますが、この部分につきましてもまた調整しながら、どうしようかということを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 流れとして、答弁は1つで十分です、私は。真弓課長の前向きな答弁、期待しております。

ちなみに、私はこの管理規程のことをいろいろと意見言うておりますけども、これについてよその町はどないなとんかな思うて、あんまり系統を探ってということやないんやけど、私なりの独断で他町の図書館調べたんですよ。規程集があるんですけど、そこに規程ということやから条例やないんでそこに入っていないのかもわかりませんが、よそではそういうような取り組みがされている姿、私はよう確認しておりません。といいますのは、私はこういう準用河川という限定された中ですがけれども、町の管理河川に対してのそういう規程に非常に私は矛盾を感じていろいろ言うておりますけれども、しかししっかりとした体制ができているのは神河町は進んでおるのではないかなと思っております。ですからそれが条例という形であられると、神河町安全・安心なまちづくりのためにしっかりとした考え持ってるなというような形での姿が外にも見えて、また内部

にもしっかりとした取り組みをしているなというように住民の皆さんに安心を与えるというようになるんやないかと思しますので、しっかりとこの問題に取り組んでいただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 以上で山下皓司議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分といたします。

午前10時24分休憩

午前10時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、8番、松山陽子議員を指名いたします。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。通告に従いまして、質問させていただきます。

このたびの質問につきましては、長谷地区にあります町民温水プールの維持管理と今後のあり方についての質問です。

現在、町民温水プールはスイミングスクールや健康維持のために町内だけでなく市川町や福崎町から、他町からも泳ぎに来ておられ、また6月、7月は長谷小学校の水泳授業の場としての利用もあり、27年度の利用者数は町内体育施設の中で群を抜いて多く、3万3,000人という状況にあります。

しかし、施設の中の西側に位置する更衣室、通路、トイレ、階段の壁や天井は雨漏りにより傷みが激しく、かびが原因で黒く汚れている状況です。様子を見に行きました6月7日の天候は小雨でしたが、通路にはバケツが置かれ、落ちてくる水を受けておりました。また、通路の壁際の床は雨漏りでぬれるだけでなく、翌日がお天気であっても床下から水が上がってくるためか、ぬれている状況になっていることも多いようです。

5月の総務文教常任委員会では他の議員からも改善すべきではとの意見が出たのですが、担当課長は大規模改造が必要な状況ではあるが、まずは雨漏りをとめる方法を探りたいとの回答でとどめておられました。

そこで、町長にお伺いします。

町民温水プールは平成4年に建築され24年が経過しており、維持管理費がかさむ状態にあることは十分に理解しています。しかし、体育施設の中で利用者が一番多い施設であること、また学校教育の場として利用があること、そして何より長谷地区の活性化を願って建てられた施設であることを踏まえた上で、町民温水プールの維持管理、そして今後のあり方についてどのように考えておられるかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の御質問にお答えいたします。

温水プールの維持管理と今後のあり方についてでございますが、まず6月16日の定例会初日の第2次神河町行財政改革大綱の策定の件に係る承認を求める提案の中でも申し上げましたとおり、第1次大綱の総括としまして普通会計職員数180名から130名へ、実質公債費比率18%未満を達成する一方で、観光施設を含む公共施設等維持管理計画についてはほとんど進捗していない取り組みの一つであり、このたびの第2次大綱においては最重要課題として重複施設の統廃合、民営化等も視野に審議をいただいております。

その基本は、将来にわたって存続可能な神河町をつくり上げることであり、量的な改革から質的な改革を進めることを基本方針として、今後取り組むべき課題を3点に絞り答申が示されたところであります。

その3点の課題は、1つ、合併特例措置期間終了を見据えた財政基盤の確立、2つ、人口減少・高齢化社会を見据えた持続可能な行財政運営、3つ、公共インフラの老朽化を見据えた効果的な公共投資のあり方でありまして、住民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供していくとともに、神河町の持続的発展の基礎づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、6月17日の総務文教常任委員会における御質問の中でもお答えさせていただいたとおりでございますが、総論的な視点での御質問に御配慮いただいて、3点の内容について御質問をいただいたところでもございます。

まず1つ目は、施設がどういう背景でつくられたかをしっかり町執行部全体で認識していただきたい。2つ目には、住民コミュニケーション、いわゆる住民コンセンサスは当然のことであるが、そのことに向けての決意はどうか。3つ目には、住民サービスの低下や地域の活性化が損なわれるおそれを危惧するが、その場合の代替サービスの取り組みについての見解。以上の3点に集約をしていただいて、御質問をいただいたわけでありまして。

冒頭に申し上げましたとおり、私は重複施設の統合整理については合併協議会の議論を含め第1次大綱から同様の方向性が示されており、しっかりとやり切るべき課題であることを申し上げた上で、それぞれの施設が設置された歴史や背景をしっかりと認識をし、取り組みを進めることを申し上げました。

具体的には、二元代表制で選ばれた町長、議会議員が大いに議論をさせていただくこと。あわせて、毎年の集落懇談会でも提起するとともに、40区長様とも議論させていただきながら進めていくことも申し上げたところでございます。

このまま何もしなければという前提ではあります。日本創成会議が示した中身では神河町は消滅可能性自治体と言われており、それを克服するために昨年度神河町人口ビジョン及び神河町地域創生総合戦略を策定をし、人口減少対策、人口維持対策に取り組

んでいるところでございます。

コンパクトシティに対する考え方もお尋ねがありましたが、東京一極集中のツケが今に来ているわけですから、地方が元気になるための施策を推進するということに尽きるというふうに答弁しましたし、先ほどの山下議員からの質問に対する答弁も同じように述べさせていただきます。

住民サービスの低下や地域の活性化が損なわれるおそれを危惧される中で、代替サービスの御質問にあるように個々具体の対策につきましては今後役場内連携は当然のこととして町、議会でしっかりと議論を行いつつ、あわせて各区長様を窓口に住民コンセンサスをしっかりととりながら、地域が元気であり続けられること、そこに人が住み続けられることを基本に進めてまいります。これが基本的な考えでございます。

さて、具体的な部分、長谷地域にあります温水プールについてでございます。

神河町公共施設等総合管理計画におきまして、公共施設等の現況、将来の見通し及び課題、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、公共施設等再編の方向性等について考え方を示し、その上で各施設の評価を行い、平成28年度から平成57年度までの30年間について方向性を示したところでございますが、本施設も含めて申し上げましたとおり総括的な審議の中で進められており、かつ承認案件ともなっておりますので、個々具体の内容についての回答は差し控えさせていただければと考えているわけでございます。御理解をよろしくお願いしたいと思います。

なお、施設の現状を申し上げますと、松山議員からの発言にもありました温水プールにつきましては、平成4年、発電所を有する地域に交付されます電源立地三法交付金事業で長谷地域の振興発展に寄与するために設置されております。その2年前の平成2年に建設されました町民体育館とともに町民の社会体育施設として、また健康増進施設として、さらには長谷小学校のプールとしても利用しているところであります。平成10年に建築されましたホテルモンテ・ローザとともに、観光交流の拠点としてもその機能を果たしてまいったわけであります。

建設後24年が経過し、老朽化が進んでいることも事実であります。平成21年度には、地域活性化臨時交付金を活用してチラー等の修繕も実施してまいりましたが、抜本的な対策とはならず、都度の最小限の修繕対策を実施してまいりました。現在は、先ほども申しましたが長谷小学校のプールとしての活用も行っておりまして、松山議員御質問の雨漏り対策についても早急な対策が必要と考えております。

平成27年度の施設利用実績においても、社会教育・社会体育施設の中で利用者が一番多い施設であります。松山議員発言のとおり年間利用者は3万3,000人を超え、前年比102%の施設でもあります。そのことも含めて、必要な維持修繕対策を実施した上で今後の方向性について議会、住民合意のもとで進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。



○議員（８番 松山 陽子君） 先ほど町長の答弁からしますと、公共施設等の総合管理計画、これについては具体的な説明はなかったわけなんですけれども、これの内容、まだ話していいかどうかわかりませんが、とりあえず前向きではないような内容でした。もしこの建物が老朽化してその５年度どうなるのかということら辺につきましては、具体的な内容が示されていないようなことだったと思います。

これを見ますと、５年後はあの建物がなくなるのかどうかとか、それから子供たちが水泳についてはどうするのか。それから、今現在住民の方が健康管理のためにほとんど毎日のように利用しておられるような方もいらっしゃるようになっております。そういった人たちがどこへ行かれるのか。そういったことも十分に含めて、検討された上でこの内容であったのかどうかということについて、ちょっと疑問を持つような内容かなというふうに思います。

まずは教育の利用施設、長谷小学校の方がプールという形で水泳の時間使っておられます。その子供さんたちの環境整備というんですか、そのことについて教育長はどういうふうにお考えになられますか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。長谷小学校のプールが老朽化しまして新しく建てかえるということが大変無理であるということで、温水プールが近くにあるので利用したいということで、今、利用させていただいているところです。

長谷小学校のプール、歩いてやっぱり５分ほどかかりますので、ちょっと利用するには行ったり来たりすることがやっぱり子供たちにとっては煩わしいんだけど、しかし立派な施設なのでそちらで利用して、そして水泳上達したらいいなということで進めたところです。

今も使わせていただいておりますので、ぜひとも小学校の施設としては利用させていただかないと教育課程が十分にできないということなので、これからもそういうようなことで修繕をしながら、学校がある限りプールとして利用させていただきたいというのが現状です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（８番 松山 陽子君） 学校がある限り利用したいということです。これは学校の統廃合問題にも大きく進んでいく話にはなるかと思いますが、長谷小学校が存続する限りということだと思います。

しかし、長谷小学校がもしも統合されたとしても、長谷に住んでおられる小学生さんたちは夏休みの間とかに水泳をしたいということについても、やはりその場をほかのところへ探さなければいけない。例えば寺前まで行かないと、水泳ができないという状況になるということになるかと思います。

それと、町長が言われましたこのプール、それから体育館の建設に当たりまして、町長、十分に理解しておられるというふうに今答弁でお受けしましたんですけれども、こ

のプール、それから体育館のあり方が今後どうなっていくかについては、本当に長谷地区の方については大きな問題というか考えさせられることではないだろうかと思います。

この成り立ち、温水プールとか体育館が建った成り立ちにつきましては、揚水発電所、ダム建築が大きく関係してきていると思います。そのことで長谷地区の方がダム対策委員会を設置されて、ダム建設に対してのいろんな不安要素とかを拭うために20年間かけていろんなことを協議し、それから不安要素を取り払いながら、それから町なり関西電力の方からの十分な説明を受ける中で納得した形で進めていかれて、ダムができ上がったということです。その中の20年間、その中でこの町民温水プールとか体育館については地域の振興のためにということで、総合スポーツセンターという大きな構想の中の一つで、町のほうがこういったことではどうだろうかというふうに提案された中の2施設だったというふうに記録されております。ですからダムができるかできないかという、そういったことの大きな要因にもなった施設でもあるということ十分に理解して、今後協議していかれることが大切かというふうに思います。

今現在、その温水プールが町内にほかにあるのであれば、その協議をもう少し十分にされていれば、長谷地区の方が納得されればその解体どうこうということにも話が進むかもわかりませんが、ただ、ほかにその施設がないとするなら、今からどう考えていくのかということもある程度考えを持っておられるのではないかとこのように思うんですけども、このことについて、町長、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 温水プールを含めて、最初の1回目の答弁の中でも申し上げましたようにこの行革審議会の第2次答申の中身というのは、その各施設の総合管理計画の結果も踏まえて議論をいただいているわけでございますし、何回も申し上げますが、この施設の統合というもの、これはプールに限っては2カ所あるものを一つにするというものではないにしろ、やはり一つは費用対効果の部分とそういう総合的な見地から、まずはこの効率よく行政を進めていくというところでの施設のこれからの運営について取りまとめをさせていただいたものを審議会の中で協議いただいて答申が出され、それを受けて、それを最大限尊重して、この議会のほうにお諮りをしているということでございます。

したがって、松山議員が今も発言いただいた内容について、いわゆるこの施設が温水プールについては体育館、そしてまたモンテ・ローザ全て電源三法交付金事業で建設したものでありますし、ダム建設に伴っての長谷地区振興を願っての施設であるということは、私も十分承知しているところは1回目の答弁でも申し上げたわけでありまして。

その上で、これから議会としっかりと議論をしていきながら方向を定めていくということでもありますので、この場でどうこう具体的に言うということではなくて、これから議会の皆様方と一緒に議論を進めていきたいというふうに考えております。そういうことでもありますので、その施設の背景についてはもう同じ思いでありますから、プールに

限らず、神河町にある施設はそれぞれの思いの中で歴史や背景がある中で設立されたものでありますから、そこをしっかりと行政執行部全体で確認した上で今後の方向性を定めていきたいですし、議会の皆様方と議論をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） これからしっかりと議会と行政と、それから地域住民の方と議論しながら進めていくということです、そのプールの存続についてはこれから十分に議論されるということで理解させていただきます。

とするなら、差し当たっての管理それから修理についてはどういうふうに考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 1回目の質問でも申し上げましたように、必要な維持修繕対策は施していきながら、これからの運営そしてまた方向性を定めていきたいというふうに考えております。雨漏りがしている状態をいつまでもほっとけば、どんどんどんどん被害が広がっていくわけでございます。そしてまた、雨漏りを受けているそのバケツをいつまでも床に置いてそういうことをすること自体が来られたお客様に対して、利用者に対してやはり失礼な対応だろうというふうに私自身思っているところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 早速に雨漏りの原因とか雨漏りの修理はされるということなんですが、それでは壁それから天井それから床、そういったところの傷んでる状況につきましては、それも修繕されるというふうなことで理解させていただいたらよろしいのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 必要な維持修繕対策を実施するという基本的な考えの中で、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。その必要な修繕というのがどういうレベルかというところが一番問題かと思いますが、水泳です、プールですから泳ぐに当たっての支障はないかというのは、それはないかと思います。ただ、やはり衛生面とか健康を維持するために、健康増進のために利用される施設において、やはり不衛生というように見られる状況をそのまま置いていいのかというところ辺を十分に考えていただいて、どこまでが必要な修理かというところになるろうかと思います。できれば大々的に修理ということも考えられるものではあるんですけども、そんなに大きな経費を使わなくても皆さんに気持ちよく利用していただける環境づくりというのはできるのではないかとこのように思うんですけども、これについていかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 松山議員がおっしゃられる内容について、それも含めてこれから必要なかどうなのかいうところを教育課とも協議させていただいて、予算措置してやるべきところはやりたいという考えでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） ぜひとも早急に協議させていただいて、やはり利用しておられる方は不安に思っておられます。何も私はそのこのプールの維持、その存続どうこうということは一切言っていないんですけれども、ある利用されている方からこのプールに来ることを楽しみに、健康のためにずっと来ている。ですからここがなくなることについては本当に寂しく、また残念に思うことなので、ぜひとも続けて利用させていただきたいというふうに言っておられましたということを人伝えに聞いております。そういったことですから、プールがあそこに要る意味、それから必要性、それを十分に考えていただきたいと思います。

往々にして、長谷地区の方とかほかのところもそうなんですけど、町長が言っておられましたコンパクトなことには方向性は考えてないと言われますが、やはり人口の多いところにそういった施設が行ってしまうのではないかとか、そういったことについてもやはり不安に思っておられる住民の方もいらっしゃると思いますので、地域がやはり活性化するというか、住民の方が移動して長谷のほうにも、それからまた越知谷のほうにもいろんなところに住民の方が移動してくださるというふうな、そういったことも必要ではないのかなというふうに思いますので、設置場所それから必要性、そういったことも十分に検討していただきたいと思います。

それと、プールに関連して体育館の話も町長が今出されましたが、体育館についても同じ状況ではないかと思えます。雨漏りはしてないのかもわかりませんが、1階のエリア、更衣室それからトイレ、そういったところについてやはり利用していただくに当たって環境的によくない状況にあるのではないかというふうに思いますが、これは質問事項に入っておりませんので、一応私の感じたことを言わせていただきます。

先日、西日本の実業団の女性バスケットボール大会が開催されました。地元の方は余り行っておられなくて、私は町長とかほかの職員の方の姿をお見受けしたんですが、その中で実業団の方が町外からあえて町民体育館を利用して大会を開いていただきました。そのいきさつは私にはわかりませんが、ほかの町外からたくさんの方、それから選手の方が来てくださいました。その選手の方たちが気持ちよく利用していただけたかどうかということについては、私はちょっと不安を感じて帰りました。それにつきましては、まず更衣室が暗く床も傷み不衛生であり……。

○議長（安部 重助君） 松山議員、この体育館の件につきましては後日また教育課等の委員会等で発言していただきたい、議論していただきたいというふうに思います。

○議員（8番 松山 陽子君） はい、済みません。失礼しました。

ですが、体育館それからプールも一緒なんですけれども、利用されてる住民の方、ま

たは町外の方について、気持ちよく利用していただける環境をつくるということについてもおもてなしの一つにもなろうかと思えます。町長が目指しておられる観光交流、それにも関係してくることではないかというふうに思えますので、ぜひとも将来に向けて住民の方が喜ばれる施設、それから財政的にも運営できる施設、そういったものを十分に目指していただきたいと思います。

それともう一つ、その体育館それからプールの成り立ちについて、町長が十分に理解しておられます。それから、管理職の皆さんもその当時、ダム建設に当たって理解しておられるかと思えますけれども、その成り立ちを十分に理解した上で皆さんと協議をしていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、4番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 4番、宮永です。通告に基づいて質問をいたします。

前回、3月にも町長にお尋ねをして、質問の趣旨等については理解をしていただいていると思うんですが、神河町の未来を委ねる地域創生への取り組みについて山名町長にお尋ねをします。

まず、これまでに連続でお尋ねをしているクリーンセンターRDF施設の閉鎖についてであります。

福本区との契約期限が近づいているということで、次期計画への取り組みをお尋ねしてきたのですが、確たる考えもまだ立てられていないとのことでありました。山名町長御自身のお考えで、次世代に期待されるものを検討して随時報告をしますとのことでした。

先般の町長懇談会において地元の方の声もあったかとも思いますが、研究開発等への動きがあるようであればお知らせください。

一応お断りしておきますけれども、福本区へ期間の延長とかそういうことを申し入れてるというふうな御答弁は不要でございますので、今お尋ねした内容について、将来についてこういう考えを持っておると。具体化しそうな事柄について、こういうことが見えてきたとか、そういう傾向のお話を聞きたい。これによってその後のいわゆる考え方が変わってまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の御質問にお答えしたいと思います。

福本区内のクリーンセンターの稼働につきましては、3月議会でも経過について報告させていただいたところでございまして、また先ほど宮永議員のほうから言われましたように今の現状についてはもう必要ないというふうに言われましたので、詳しくは答弁

ということではしないということではございますが、先日、福本区からのこの3点にわたる考え方ということでいただいておりますのが、やはりこの稼働延長に当たっても要望事項については今後しっかりと覚書を交わしてくださいということと、2点目としては10年この再延長ということは認めないよということでもありますし、3つ目についてはこの次の施設が決定をすれば、現施設の撤去について速やかに行ってくださいということとあります。これについて、現在中播北部行政事務組合そして市川町及び神河町の三者で協議をしながら、方向性を定めていくということにしております。

大きな流れとしましては、今後はこの三者によりまして毎月1回の検討委員会を行うことにしております。次回の検討委員会は、6月27日に開催をする予定としているわけであります。

それで、じゃ今現在どういうふうな方向になっているかというところではありますが、まだ具体的な方向づけということにはなっておりません。その中で、まずこの協議というところでしておりますのは、30年3月31日が稼働終了というふうな中とあわせて、負担割合についての協議をさせていただいております。その中で新たな動きとして、これまで議会の中でも質問で出ておりましたごみの量による負担についてこの三者で協議をいたしまして、今の方向としましては平成29年度から分量制による負担に移行していこうということにしております。それによりまして、今現在神河町でも取り組んできました生ごみの減量化ということについて、さらに進んでいくのではないかなというところでございます。そして、効率的なごみ行政ができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それともう一つは、三者で協議していること、これはいろいろな方向性がございます。今の構成町、いわゆる市川、神河町、2町で新しく施設を更新するのか、それとも福崎町を含めた3町で更新をするのか、あるいは姫路市との事務委託を新たに模索していくのかということとあります。さらに、3月では宮永議員が提案されました神河町独自のやり方を考えられないかということとございます。それも含めて、この第2回目の検討委員会の中でその部分についていよいよ協議に入っていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 先ほど町長おっしゃいました神河町独自の方式ということで、そういうことが一つ関心を持たれてもし具体化になるようであれば、これは非常に素晴らしいことだと私は思います。

というのは、このごみの問題について、神河町は今、施設をこの町内に置いておるということでそれなりのいわゆる関心と、また問題意識等も住民の方々を交えてみんなが関心持っておるところでございますので、その上で生ごみの減量化とかいうことに一応挑戦して、何とかそれなりの成果も出しておるというようなことでありましたら、ごみもやはり資源の一つでございますから、これをいかに活用するといいますか、堆肥にす

るとかいろんな方法はあるそうでございますけれども、そういうことでその努力の成果というものを生かしながら減量化していく、経費を少なくしていくという考え方がほかの2町にまさるといふことであれば大いに結構、どんどん神河方式といふことで町長のほうで強力にリーダーシップを発揮してもらったら、これはまことに結構なことだと思ふわけでございます。

ですから、いろんな方向といふのがやっぱりありますんで、ごみの量が減れば減ったでいろんな可能性が膨れ上がってくるというふうなこともありますんで、私ども尋ねるだけでなしにそれなりのごみの処理といふのはどういう方法があるのかといふことで、どういうことがされているのかといふことでいろいろ調べてはみたんですけども、やはり最終的にはごみは燃やすといふふうな形になっておるようでございますんで、これは最終的にそこへ落ちつくことといふことで腹を決めて考えておけばいいことでありまして、ただ、そこへどういふことですか、大した考えもなしにそこへ落ちついてしまうといふことになりますといわゆる公害といふものを巻き起こすといふことで、昔いろんな問題があったようなことをさらに繰り返すといふようなことになりますんで、私どもで今取り組んでいる生ごみの減量化とか、そういういろんな人のアイデアでいろんな形で実験的にもやろうといふことで取り組んだことがそれなりの成果が出そうだといふことであれば、やはりその方向でいかせていただくといふのが非常にいいのではないかなと。いわゆるエコといひますか、経費を抑えていくといふのがこれから少人数化していく町にとってはどうしても考えなければならない問題でありますので、そのところに大きな期待といふものを持っておるわけでございます。

それが完成するといふのは先が読めないようなことだと思いますけれども、そういうことでいろいろお考えをいただくといふことで、いろんな刺激が住民のほうにも伝わってまいりますので、新しいその堆肥でいわゆる農業を再復活させようとか、新しい農業に挑もうとかいふふうな考えも当然今いろいろ取り組まれておりますから、そこにごみを資源としてどう扱うかといふことも織り込んでいただいて進めていただければ、また新たなものが見えてくるのではないかなといふふうに思いますので、今のRDFといふのはもう限界に来てますから、いつそれが現状維持できないという事態になっても、次にすぐ取ってかわれるような方法といふことで次のアイデア、またその次のアイデアといふことで、いろんな立場でいろんな考えを持ち合って備えておくといふふうなことで、そう簡単にはいく話ではありませんけれども、それぐらいの気持ちで取り組んでいくとやっぱりまた開けてくるようなところも出てくると思いますんで、ただ従来の常識の範囲でといひますか、従来の考え方の延長でといふところでいきますとごみについてはなかなか難しいといふことで、いずれの市町村においても必ずこういうことで問題としていろいろ取り組んでおられますので、やはり発想の転換といふのがまずありますといふ話も聞きますんで、今いつまでに何とかしてもらいたいといふことではありませんので、何とか町長のほうで神河町という意識のもとにやっていたいただければ非常にありがたい。

住民側からもいろいろと賛同なり協力ということが出てくればさらにありがたいということで、今の減量化も進めながらごみの問題、将来の展望というものを明らかに示していきながらやっていくというのが大切なんではないかなと思いますので、これは一つお願いしておきます。

次の質問でございますけれども、次にスキー場の経営ということですが、これは町内の方々、いろんな立場でいろんな機会にいろいろ意見として寄せていただいたりお聞きしたりということが多いんですけれども、これまでは神河町に住んでる人たちはスキー客としてスキー場のあるまちへ訪ねていたり、行楽的にそういうところへ行ってスキーを楽しんだと。そういう人たちは多いんですけれども、逆にこちらにスキー場をつくって人を迎え入れるということはこれまでにない経験でございますので、その昔、峰山で簡単なスキー場ということで作られた時期があったそうでございますので、それはうまくいかなかったとかいう話ではございましたけれども、そういうことから考えますと、今、住民としてどういうふうにスキー場というものについて向かい合ったらいいのかなというようなところを、やはりちょっと指導的な立場で町長の声で何か言ってもらいたいなというところがございます。

ただ、今新しいことで取り組んでまず動かないことには始まらないということで、とりあえずスキー場の計画に取り組んだわけでございますから、これから皆さんの協力で町の活性化にはどうしても必要なんだと。どういう意味でこの町の活性化につながっていくのかという、そこところがそれぞれ個人的な思いとかそういうものが入ってきますとよくわからないということになってきますので、簡単明瞭なところでございますが、いかにお客さんがお金をこの町の中に落とすのかというようなところを簡単な筋道の話で結構ですから、納得できるような話として御説明いただければありがたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の質問にお答えしたいと思います。

スキー場整備につきましては、雪彦峰山県立自然公園計画の変更承認を受けた兵庫県環境審議会答申、そして辺地対策事業総合整備計画の承認及び平成28年度当初予算の承認と、多くの方々の御理解を得て今年度より事業着手に至り、現在は実施設計中であります。

スキー場の建設目的は、峰山高原ホテルリラクシアの冬場対策と安定的経営、そして新規雇用の確保、冬場は大きく減少する町内観光施設へのこの波及効果、そして入り込み者増大に伴う経済波及効果を図ることを目的にしているところでございます。

さらに、スキー場建設による高原の冬場の利活用だけではなくて、高原エリアの四季折々の魅力の創造からの年間通じた入り込み者の増加と人の流れを高原、銀馬車、越知谷エリアへ移動させていく。そして町内循環による経済の活性化、すなわち町内全般にわたった通年雇用の拡大。もうまさしく神河町の地域創生として位置づけているところ



でございます。

この間、マスコミ報道等を受け、既に民間や隣接市町ではスキー場建設を見越した動きがございます。民間の動きの速さに驚いているところでもございます。

このたび御質問のあった4つの項目について、当然多くの方の関心が高い内容と思われれます。そして宮永議員からは町長の言葉で答えていただきたいということですが、かなり具体的な部分も含めて、今、鋭意事業を進めております地域振興課商工観光係のほうから答弁をさせていただいて、その後の議論展開ができればというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 観光振興特命参事の山下でございます。まず、1番については既に多分説明があったと思うので、恐らく主な内容は2番の部分かなというふうに思われますので、その部分についてお答えしていきたいというふうに……。

○議長（安部 重助君） 参事、1項目ずつお願いします。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） それでは、まず1番の県有地にスキー場を建設することについて、県側のかかわる事柄ということがあればどのようなことになるのかということでございます。

その点につきましては、まず各種許認可事務がございます。町長が述べました辺地対策事業に係る予算、自然公園計画の変更に始まり、それから事業実施に当たっては事業区域内に保安林解除申請、開発行為に係る調整池に係る許認可事務、それから各施設の形、色等が景観にマッチしているかどうかを判断する許可行為等がございます。今述べた部分につきましては、県が直接かかわる内容でございます。

次に、間接的なものにつきましては、平成27年度に実施した1,000万円のリーディングプロジェクト。また、ことしの冬も引き続き実施される500万円の同事業がございます。

次に、完成後につきましては、現在兵庫県は砥峰高原を大きな観光イメージリーダーとして位置づけていただいておりますが、それに続く観光資源の目玉として観光PRやインバウンド事業などの間接的支援がなされると考えています。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） ちょっと私の尋ね方がまずかったのかどうか分かりませんが、どうやってスキー場をつくるに至ったかという話はもういいんです。できたというところで、これをどう町の活性化につなげるのかというところを知りたいということでございますから、いろんな御苦労があって、いろんな交渉もあって、スキー場の取り組みということになったのはもうほとんどの住民の方が御存じなんですけれども、なぜそこまで力を入れてスキー場ということに魅力を感じてるのか、そこまで力を入れて事業化しようとしているのか。こういう話でございますので、いや、今の失速した時代でい

いわゆる企業誘致ということもままならぬような立地条件でございますから、スキー場というふうな新しいその観点でもって人を呼び寄せるといふようなことでの一つの魅力があって、その取り組み方でいろんな可能性が見えてくる。それにつれてスキー場が当たれば、いわゆる冬だけでなしに春夏秋冬、峰山というのが観光資源として生かされてきて一つの集客の大きな武器になるというふうなことで、これまでそういうことでいろんな人がこの神河町へ、砥峰へ、峰山へということたくさんのお客さんが来られたんですけども、悲しいかなそれがお金が落ちるといふことには具体的にはなかなか見えてこなかったというのが、スキー場ということになるとそれがどう変わるのかというふうなことでございますんで、これは簡単な話でございますけれども、あくまでスキー場の施設として現金収入というものが見込まれるんだと。そういうことで、町内に落ちるお金も、それからかかわっていただく業者の方にもそれぞれ一つの利潤というものが生まれてくるんだというふうな、そういう言葉で言ってもらいと非常にわかりやすいということでございます。

ですから、まことに申しわけないんですが、今までこれにかかわる苦勞というのはこれはもうちょっとここで割愛していただいて、これからどういう方向に皆さんの御協力を得てスキー場の町として何とかお客さんの懐をいわゆる開くような方法に持っていきたいというふうな、明るい方向に向けた話が実はお願いできれば聞きたいわけでございます。

○議長（安部 重助君） ここで宮永議員に申し添えておきますけれども、あくまでもこれ通告制でございますので、通告に従って執行部のほうは答弁書をつくっておりますので、それを御理解願いたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 一応書いてあることをここで読みます。申しわけありません。

○議長（安部 重助君） 今、2番目ですね。

○議員（4番 宮永 肇君） スキー場の経営ということでありまして、建設に取り組むについては施設工事ともに既に承認された範囲で、これから具体策が進められていくこととなります。今お尋ねするのは、一般住民の視点からでの質問です。県有地にスキー場を建設することについて、県側のかかわる事柄ということがあればどのようなことなのですか。

また、2つ目には多くのスキー客が町を訪れることとなりますが、その方々へのおもてなしについては十分な対応が可能ですか。

また、スキー客の受け入れによって得られる収入や生ずる経費はどのような仕組みで計上され、町の活性化に結びつくこととなりますか。

また、3番目には地域の活性化、地方創生とかいろいろ言葉として交わされますが、住民がかかわってこそ形となって目に見えるようになるものでありますが、具体的な策

というものはありますか。

4番目には、厳しい環境調査が行われた上で具体化にこぎつけた事業でありますから、新たな視点で、高原の魅力開発とレベルの高い観光資源としてスキーのオフシーズンには教育やスポーツ面での集客を図ることが可能と思いますがいかがですか。

今、私が最初にしゃべったんは、実はこれを具体的に申しますとこういう話になりますということでお尋ねしたようなことでございます。

ですから、スキー場がうまく軌道に乗ってどんどんお客さんが来てそれで町が活性化しているという、そういういわゆる想像のもとに住民としてはどのようにスキー場とつき合えばいいのか、お客さんとどのようにつき合えばいいのか、町としてどう迎え入れたらいいのかというようなところをお話いただければありがたいと思います。

○議長（安部 重助君） 先ほどからも申し上げておりますけれども、さっきから1番の問いにつきましては先ほど特命参事からも答弁がございました。

2番目の答弁について、これから特命参事に答弁させますので御了解願います。  
観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。それでは、2番目の御質問に対してお答えしたいと思います。

おもてなしにつきましては、本当に大切な課題であると認識しております。スキー場そのものについては専門業者に委ねるので大きな問題はないように考えておりますけれども、附帯的事項については十分準備が必要であると考えています。具体的には、交通アクセス、除雪、お店、情報発信等が上げられます。これらの課題については、現在できることから進めております。

交通アクセスにつきましては株式会社神姫バスとの協議、ことしのリーディングプロジェクトを本番前の試験的な取り組みと考えております。

除雪につきましては、一番の難所であった頂上部の町道脇の植栽林を大きく伐採し、自然光による融雪を図り、シーズン中はスキー場指定管理者との密接調整を図る。また、来場者があふれる場合は、入山規制をかける等の措置を図る場合も検討しております。

お店につきましては、播但道神崎南インターから峰山高原までの間には飲食店はあるもののコンビニ等がないので利用者にとっては不便な状況にありますが、民間では既にコンビニ、スキーやボード等のレンタルショップの計画情報を得ております。

情報発信については、今後リーディングプロジェクト委員会を中心に現在実施しているさまざまな観光キャンペーンでの情報発信、県や姫路市等と連携しながらさまざまな場面でマスコミ等にも情報発信をしていきます。

また、スキー場使用に係る収入につきましては、指定管理者の収入となります。その収入の中から、基本協定や年度協定書により一定額を施設使用料として町に納付していただくこととなります。その経費により、町は施設に係る協定書に記載された指定管理者が負担すべき上限額を超える内容の修繕が発生した場合の経費に充てることを想定し

ています。

また、指定管理者からの法人税、そこで働く雇用者の町民税が入ることになります。

さらに、間接的にセンターハウスでの町内調達の食材購入、新たなお店ができること、通行量がふえることによるガソリン等の使用量の増加、人間が動くことによるさまざまな経済効果が生まれ、町の活性化に寄与するものと考えています。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 特命参事のお話で、私が今ちょっと読み上げた内容に十分答えていただいたかなということになりますと、ちょっと難しいです。

いろんなルートの問題とか、それからよくわかるんです、おっしゃってるお話はね。しかし、住民の方々の協力を必要として町を活性化に向けていこうという思いをどういう形でつなげるのかなというのが皆さんよくわからないんで、ですから住民としてはどうしたらいいのとかこういう話でございますから、やはりいろんな方がまず町に見えるということについてのおもてなしとか、例えば食事とか宿泊とかいうところについてはどうなんだろうという問題も当然出てきますので、これは具体的に今こういうものができた、これがありますいうんでなしに、じゃその必要に応じてそういうものもつくっていかうとか、どういうものが要るかわからないけれども何か来られる方々の要望というものをまとめて形にしていってお応えをしようとか、そういう為政者としてのお考えを町長のお言葉で言われたらどうですかと。こういう提案でございますけれども、いかがですか。（発言する者あり）

○議長（安部 重助君） 観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） それでは、御質問の3番、4番をあわせてお答えしたいというふうに思います。

まず、3番の地域の活性化、地方創生とかいろいろと言葉を交わされていますがという御質問についてですけれども、議員さんがおっしゃるとおりでございます。そこがなければ、新しい事業をやる意味がございません。その部分を一番望んでおりますので、まずは神河町観光協会への組織づくりをお願いしたところです。また、商工会にも積極的にかかわってほしいと心より望んでいるところでございます。

このたびのスキー場整備は、ある意味企業誘致的側面もございませぬ。その波及効果として見込まれる新しいビジネスチャンスが、商工観光業者と結びつくことが大切であると考えています。この結びつきが現実となるよう、情報発信と調整等の側面的支援に努力していきたいと考えています。

事業効果を現実のものとするためにも、商工業者その他多くの皆様に積極的にかかわっていただくことを期待しています。

そんな中で、さきに述べました民間の方々には既にコンビニ構想やレンタルショップ構想、それから事業拡大も図られる業者も既におられます。例えば、みなと銀行その他の金融機関も融資制度の相談も受けております。駅前アンテナショップ事業もそれら集客

を一定考慮されて進められており、本来は商店会主体の事業であります、私も一緒に国のヒアリングに行きまして、16日に国から事業確定の連絡が入りました。昨年は却下されたわけですが、ことしは1年かけて計画をつくり、プラス要素としてスキー場整備による集客増が審査員の好印象を得たものと考えております。

当然、スキー場がオープンすれば多くの新規雇用が生まれます。できれば町外に出た若い世代に挑戦していただきたく思っております。

また、具体的には観光協会会長からは観光協会と商工会が一緒になって土産物をつくりたいので、町も協力してほしいというお話をいただきました。

また、それから漁協関係者のほうからも、高朝田の部分でいろんなことをやりたいというお話も既に出てきております。

さらに、町内観光施設が平成29年4月から新しい契約期間に入るので、ことし10月を目途に指定管理者を公募する予定をしております、その段階において公募される業者は、スキー場オープンを想定した計画を持って応募されてくるというふうに考えています。

それから、4点目ですけれども、まずいろいろなオフシーズンのことも考えよという御指摘についてですけれども、議員さんのおっしゃるとおりでございます。その部分について、今後実践していきたいなと考えています。

四季を通じての高原の魅力発信は、当該区域が県立自然公園であることからこの件もこのたびの審議会において多くの方から御指摘がございました。

その魅力発信については、過去からも大河内高原利用推進協議会及び観光協会や地元関係者により多くの取り組みがなされ、昨年から実施している冬の大河内高原魅力創出プロジェクト委員会では新しい取り組みがなされ、マスコミをにぎわわせております。

また、現在ではアウトドアブームもあり、屋外活動プログラムが観光のトレンドとなっています。既に峰山高原ホテルリアクシアでは、星の専門家を講師に星空観察、暁晴山頂サンセット・サンライズ見学、今後は手ぶらでキャンプやテントにベッドを持ち込んだ高級キャンプ等も企画中。

また、ことしについては、植物等の高原環境ガイドの研修会も予定いたしております。

ただ、テニスコートの利用度は極めて低く、本格的スポーツの需要は見られません。研修等につきましては集会室か会議室がないので難しいけれども、センターハウスができればそれらを活用した各種研修ができるのではないかとというふうに考えています。

今るる申し上げましたのは、町はこの側面的な企業誘致でもって多くのビジネスチャンスが発生する。そこに多くの町民の方がかかわってほしい。例えばお弁当とかそれから新しい土産物、そういうものをもっともっと取り組んでいただいて、経済波及効果につながるようにしたいなというふうに考えています。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） いろいろとおっしゃっていただいて、今、ちょっと私が

読み上げて、それでスキー場というイメージでいろいろ議論をといるふうなことで、町長おっしゃったように議論をすとか意見を交換するとかいうことも大事でございますんで、もう半年したら雪が降り始めるんです。ですから、それに備えてどう動いているかということが今度大事なことになってきます。ほんで播但線でしょっちゅう大阪から来る電車が走ってるわけですから、峰山スキー場開設ぐらいの看板を何枚かもう高々と掲げて、ことし、来年、スキーに必ずおいでくださいぐらいのやっぱりそういう周知作戦といいますか、そういうこともやらんといかんのではないかなと。バスにはスキー場ということでいわゆる横断幕をつけるとか絵を描くとか、もういろんな形でスキー場歓迎とか、スキー場の成功を祈るとかいうふうな方向のいわゆる空気というものを今つくる時なんですよ。それをいろんな意味で、御担当の方々ばかりがそのしんどい目をされてるようなイメージになりますとこれは非常にまずいで、ですからそういうところを住民の協力を得てやっぱり目に見えるものにせんといかんのではないかなという思いが今あります。これに乗りおくれますと1年待たんといかんようになりますんで、あと半年でどこまで皆さんに周知させるか。やっぱり姫路、神戸、大阪とかいうことで、たくさん人が住んでるところへどう仕掛けていくのかというふうなことも大切なんではないかなと思うんです。

第1番目に、初雪が降ったときどういうPRするんですかということで、どういうイベントをしますかというようなことで、もうその具体策は今やっぱりいろいろと考えていく。知恵を出し合って、具体的な内容を決めていくというふうなことが今大事なんではないかなと。やっぱりそこら辺が周囲の人々を感激させる、感動させるいうところから、遠いところに引き離していくような気がしてならないわけでございますけれども、当然そういうことも御承知ですけど、そこまで手が回らないというのが実情だと思うんです。ですから、住民の方々の協力をいただいて何かそういうことをやっていく。空気を湧き立たせていくというようなことをしないと、何しろお金を持って神河町へ来てもらって、財布を空っぽになるまで使っていたきたいというぐらいの意気込みでまずやるということが大事でございますんで、どこへ聞いてもスキー場は今だめです。どこもだめですという話もういろいろ出てますけれども、それを打ち破るような作戦というのを、戦略というのを神河町で何とか編み出してるようだと。何か変わったことをやりそうだということで、周囲の方々に期待感というものを感じてもらえるような形ができないかなと。それがいわゆる戦略でございますんで、やはり観光協会とかそういうところももちろんございますからいろいろやるべきでございますけれども、何か身近なところで、子供たちがスキー場ができるのを楽しみにしてるんやというような声が聞こえるようなイベントをすとか、周知をすとかいうふうなことが必要なんではないかなと思うんです。

ですから、雪が降るまでにやること、雪が降り出したらやること、もう雪がいわゆる全然降らないときに何をやるのかということもいろいろ考えようということで、いろんな

パターンを考えながらやっていく。みんなそういう楽しいイメージというのを共感するとか共有するとかいうふうなことで、話し合いとかいろんなイベントをやっていくとかいうようなことでの機会。ですからスキー場をやるということはここまでにぎやかになることかなというふうなことで、住民の人たちの目からうろこが落ちるようなことをやらないことにはもう到底だめになってしまうかもしれないということで、ここで悲観的なことを言ってるのもうどうしようもないんですけれども、何かそういうことで発想の転換というのを何とかできませんかなということです。

現在非常にいろいろと忙しい目にあっておられる人々にそこまで言うのは酷ではございませんけれども、そのために住民に助けを求めるところは助けを求めようやというようなことで、やっぱりいろいろと人間を動かしてほしいなど。そういうふうに思いますけど。

○議長（安部 重助君） 観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 今おっしゃられた中で、何点か実施をもう既に予定をしている部分がございます。

まず、看板につきましては、大きな看板をどこかにはっきりと明示したいということで、もう予算措置もしてあります。

それから、この冬の、もうことし2回目になりますけれども、リーディングプロジェクトにつきましては前回やはり暖冬で雪が少なかったものですから、雪そのものを使った遊びを予定してたんですけれども、その予定の半分ぐらいしかできてません。今回については、もう絶対に雪を確保するという意味で、業者が決まった段階で人工降雪機をデモンストレーション的に使おうということで、絶対に雪を確保した上で今回のイベントを打つという格好を考えています。子供たちに雪が少なくても雪で楽しめるというそういう空間を提供しながら、また大人も楽しめる昨年やりましたアイス村というのをまたことしも引き続いてやりたいなという格好で、そこら辺で来年に向けたお客様への誘導という考え方を持っております。

○議長（安部 重助君） ここでちょっと宮永議員に確認しておきますけれども、残時間が若干10分ぐらい昼の時間にかかるんですけれども、もしその残時間を昼の時間に使われてもよろしいですか。それとも午後からの10分間使われますか。どうされますか。そのちょっと確認だけとります。どっちにします。

○議員（4番 宮永 肇君） ちょっと念のために申しておきます。

○議長（安部 重助君） いや、どっちにします。

○議員（4番 宮永 肇君） いえいえ、昼までに終わります。

○議長（安部 重助君） わかりました。

○議員（4番 宮永 肇君） 先ほど来ちょっといろいろと申してますけれども、通告の内容というのがイメージ的にうまく伝わってないみたいで、ちょっと行き違いみたいになりますんで、今回はこういうことでまず人間がどう行動するべきかというところが

究極の今やらねばならん戦略の一つであるということですから、次回また同じようなことで、具体的にスキー場というものに取り組んでどう動かすべきかというようなことをまた山下参事とか町長のお話も聞きながら、また繰り返しながらそれをやっていきたいなど。

要は半年すれば雪が降るんですから、スキー場は雪が降って始まるんですから、具体的にどんな準備をしてますかということになりますから、そういうことで繰り返した御質問をしたいと思います。

ちょっとこのたびは初めての質問で、ちょっと言葉が乱暴に過ぎたかもしれませんがけれども、それはちょっと私のほうも多少焦ってるところがありますんで御容赦願いたいなと思うんですけども、ちょっとそういう意味で町長の御意見を聞かせていただいたらと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） もうこれから、私自身も焦っております。

昨日、中播磨県民センターとの毎年恒例の意見交換会がありまして、今後の取り組みについてもいろいろと意見交換させていただきました。中播磨県民センターにおいても、このスキー場について神河町の地域創生、そしてまた一つの企業誘致、これから中播磨のにぎわいづくり、銀の馬車道とあわせて地域創生に向けてどんどんやってほしいというふうな話でございます。当たり前のことなんですけど、そういうふうに考えますと中播磨県民センターからの支援もいろいろな角度でいただいているところがございますが、引き続きの御指導を仰ぎながら町を盛り上げていきたいなというふうに思っております。

町民の皆様をお願いしたいことは、もうとにかくスキー場ができればスキー場に遊びに来ていただきたいというところがございます。

それと、やはりもう一つは高齢者の方々というか、そういう方々の健康増進という、そういった観点からもスキー場を位置づけできればなというふうにも思うところがございます。全国的には70歳前後の方々、いわゆる以前、本当にスキーを楽しまれていた方々がそういった年代になっている。当然そこにはお孫さんがいらっしゃることになってきますので、お孫さんと一緒にスキー場に来ていただきながら、一緒に遊べるような環境もつくってきたいというふうに考えるところからいけば、とにかく町民の皆様、遊びに来ていただくということが重要だというふうに思っております。

また、教育視点から、子供たちの教育の一つとしてスキー場での校外学習ということでも使っていただきたい。子供たちが幼少期にスキーになじむことで、またウインタースポーツがずっと、要するに人口の維持ができるということだというふうに思っております。

また、そのほかネイチャースキーとかまたスノーシュー、雪の上をウォーキングすることであるとか、また夏場の活用でいいますと健康ウエルネスウォーキングというふうな事業がございまして、それは健康増進のためのウォーキング、これを滞在型のやっば



りメニューとして、その基地は一つにリラクシアホテルを基地にしていきながら、1週間滞在してしっかりとウォーキングしながら健康増進につなげていこうというふうな提案もいただいておりますので、それをどんどんどんどん具体化することで通年雇用がしっかりと確保できてくるだろうというふうに考えておりますので、引き続いて我々も一生懸命にぎわいをつくるために頑張りますので、議員の御指導もまたいただければというふうに思うところでございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） そういうお言葉が実は欲しかったんです。ですから住民の方々に呼びかけるように、そういうふうに常に言ってもらう。ことしの冬が来るのが楽しみだというふうな、そういう思いを皆さんに感じてもらうように、やっぱり難しい顔してたら遊びに来ませんから、そこのが大事でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永肇議員の一般質問が終わりました。

以上で全ての一般質問を終了します。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あすから6月28日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから6月28日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月29日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午前11時59分散会

---